

札幌市告示第 5230 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく
公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理
者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基
づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定管理者の名称

一般財団法人札幌市スポーツ協会

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

○札幌市月寒体育館（札幌市豊平区月寒東 1 条 8 丁目）

○札幌市星置スケート場（札幌市手稲区星置 2 条 1 丁目）

○札幌市カーリング場（札幌市豊平区月寒東 1 条 9 丁目）

○札幌市月寒屋外競技場（札幌市豊平区月寒東 1 条 8 丁目）

3 管理を行わせる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

(1) 統括管理運營業務

(2) 施設・設備等の維持管理に関する業務

(3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務

(4) 施設の利用等に関する業務

(5) 上記業務に付随する業務

5 利用料金に関する事項

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用する。